

「電波の日・情報通信月間」の概要

1. 「電波の日」とは

昭和25年6月1日は、電波法及び放送法が施行され、電波が広く国民の皆様にご利用いただけるようになった日です。

「電波の日」は、これを記念して国民の電波に関する知識の普及・向上と、電波利用の発展に役立つように制定されたものであり、今年で61回目となります。

2. 「情報通信月間」とは

情報通信月間は、毎年5月15日から6月15日まで、情報通信の普及・振興を図ることを目的として昭和60年に設けられました。

期間中は、豊かな生活を実現する情報通信の役割と重要性を広く国民にアピールするため、全国で様々な行事が開催されています。

東北管内でもセミナーや講演会など多彩な行事が取り組まれています。